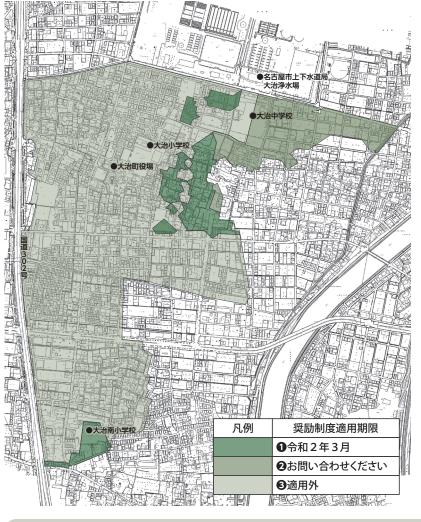
## 下水道への早期接続のお願い





私たちは日常生活の中で、たくさんの水を 使っています。生活雑排水をそのまま流し続 けると、川や海などの自然環境だけでなく、自 分たちの身の周りの生活環境も悪くなります。

下水道は、これらの汚れた水をきれいな水 へよみがえらせ、私たちが健康で文化的な生 活を営むための大切な施設です。

現在の下水道整備区域は、図 028です。 下水道が利用できるようになってから「くみ取 り便所」をご使用の方は3年以内に、「浄化 槽 」をご使用の方は速やかに、下水道に接続 していただく必要があります。

下水道の整備区域にお住まいの全ての 方々に下水道に接続していただくことにより、 その効果が発揮されます。下水道の趣旨をご 理解いただき、早期に接続していただきます ようお願いします。

- ※接続工事は、本町登録の指定工事店のみ 可能で、事前に町の許可が必要です。届出 がない場合は、罰則が科されます。
- ※指定工事店は、町ホームページ「下水道排 水設備指定工事店一覧表」をご覧いただ くか、下水道課へお問合せください。

下水道が利用できるようになってから3年以内に接続していただくと、次の3つの早期下水道接続 を奨励する制度が受けられます。(図12の地域の方が対象)

## ●受益者負担金の20%減免

負担金額(土地の面積1㎡当たり270円)のうち、20%を減免します。

## ●浄化槽雨水貯留施設転用費補助金

下水道に接続することで不要となる浄化槽に、雨水をためて庭木の 散水等に利用できるよう改造する工事を行う方に工事費の3分の2 (上限額10万円)を補助します。

## ●水洗便所改造資金融資あっせん

下水道に接続する工事資金の融資あっせんと、融資に対する利子を補給します。(融資額60万円以内) ※奨励制度適用期限

- 図①の地域の方は、令和2年3月までの申請分となります。
- 図2の地域の方は、お問合せください。

今後も引き続き下水道整備を行い、下水道を利用できる区域を順次拡大していきます。 **問合せ先** 役場 下水道課 内線140·157



【例】受益者負担金対象の土地を200㎡(約60坪)所 有している場合200㎡×270円=54,000円 ※3年以内の接続の場合は、20%減免します。例の場 合、10,800円減免となり43,200円となります。